

第 4864 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 28日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 新設法人と所得拡大促進税制

Q：新設法人は所得拡大促進税制の適用が受けやすいそうですが、どういうことですか？

A：給与等の支給額があるときは、要件が満たされることとなります。

【解説】

所得拡大促進税制とは、次の要件の全てを満たした場合に、雇用者給与等支給増加額（適用年度の雇用者給与等支給額－基準年度の雇用者給与等支給額）の10%相当額（中小企業は20%）の税額控除が認められるというものです。

- ①雇用者給与等支給額 \geq 基準年度の雇用者給与等支給額 $\times 5\%$
- ②雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額
- ③平均給与等支給額 \geq 比較平均給与等支給額

この場合において、新設法人については、①の基準年度の雇用者給与等支給額については、設立事業年度の雇用者給与等支給額の70%とされていますので、雇用者給与等支給額があれば、要件を満たすことができることとなっています。

また、②については比較雇用者給与等支給額（前年度の雇用者給与等支給額）についての特段定めがないことから、比較雇用者給与等支給額は0となり、これについても要件を満たすこととなります。

また、③については比較給与等支給額が0となる場合や前年度がない場合には比較平均給与等支給額が0になることとなっていますので、これも要件を満たすこととなります。

